

まちづくり

提案・意見

浦田駐車場の名称変更で内宮前駐車場の渋滞緩和

浦田駐車場（B）が空車でも内宮前駐車場（A）に1時間以上並ぶ状況が多い。内宮前（A）に駐車しても、観光客は必ずおかげ横丁を往復する。それなら浦田（B）に駐車しても殆ど歩く距離は変わらない。しかし、カーナビで来る観光客は（A）を目指す。待ち時間表示はあるが、ロケーションが分からないから内宮前（A）を目指す。「浦田駐車場」という名称を「神宮前駐車場B（おかげ横丁経由）」と変更することを提案します。プラス、（A）に駐車してもおかげ横丁を往復歩くことと時間にあまり差がないこともPRすべきかと思えます。折角参宮される観光客に駐車場待ちの渋滞時間ロスを減らしてあげたい。

回答

市の交通対策にご理解、ご協力いただき御礼申し上げます。
宇治橋に近い内宮前の駐車場は、以前から平日においても相当並ばれる状況がございました。
このため、平成24年に内宮前の駐車場を有料化するに当たり、出来るだけ、宇治駐車場へ誘導したい思いがあり、神宮司庁様と相談し、市営内宮前駐車場を通称名「内宮A駐車場」、宇治駐車場を「内宮B駐車場」として、電光掲示板により「内宮A〇分待ち」、「内宮Bは空車」等の表現で内宮B駐車場に誘導をかけております。
しかし、内宮B駐車場がおはらい町やおかげ横丁を経由する旨は、表記しておりません。
このため、ご提案いただきましたことを踏まえ、改善できる手法がないか検討したいと思います。
なお、市では現在、「浦田駐車場」という表現は使用しておりません。カーナビの機種によっては「浦田駐車場」と表示される可能性はございますが、当方でカーナビや地図サイトを確認しましたところ「内宮A駐車場」、「内宮B駐車場」と表示されておりました。
ご提案いただきありがとうございました。

担当課

交通政策課（2016年11月回答）

福祉

提案・意見

地域福祉委員の配置検討を

平成28年度は、「民生委員・児童委員の一斉改選」です。三重県では約4,100名の方が改選されます。伊勢市では平成27年3月現在、291名の方が活動しています。福祉に関する相談や各種制度・サービスの紹介など市民の皆さんが困ったときに、市民の皆さんと行政など関係期間とをつなぐパイプ役をしています。しかし仕事は過激です。三重県内では独自に「福祉委員」として委嘱され活躍されている自治体があります。伊勢市においても調査・研究し「福祉委員」の配置検討をしていただきたい。事例として、亀山市は、亀山市社会福祉協議会に委託し活動されています。民生委員の配置は、約200世帯に一人ですが、約50世帯に一人を目安に配置をされています。仕事は、①福祉課題（生活の困りごと）の発見。②地域福祉の活動の推進などご近所を見守る、地域のアンテナ役です。亀山市は誰もが安心して暮らせる街になるよう目指しています。他では、鳥羽市においても「地域福祉推進員」の設置をされています。身近な地域のなかで福祉課題をかかえ、支援を必要とする方の立場に立って、住みよいまちづくりの推進役を担っています。

他の自治体はいろんな課題に取り組み推進されています。伊勢市においても、市民が安心して暮らしていける町にしてください。

回答

平素は、市の福祉行政にご理解、ご協力をいただきましてありがとうございます。

さて、ご提案いただいた「福祉委員」の配置についてですが、各地区において福祉についての知識や技術を持つ方々が増えていくことは、地域の福祉力の向上になり、民生委員の負担軽減にもつながる方策かと思えます。

現在、伊勢市では、地域の皆さんの生活の困りごとについて、相談・支援を行うための専門職の配置を検討しているところです。そのことによって、少しでも地域の皆さんのかかえる福祉の課題の支援ができればと思っています。こういった取り組みについては、様々な方法があるかと思えますので、ご提案いただいた「福祉委員」の配置も含め、今後とも調査・研究を重ね、地域福祉の推進に取り組んでいきたいと思えますので、ご理解を賜りますよう宜しくお願いいたします。

ご提案いただきまして、ありがとうございました。

担当課

福祉総務課（2016年11月回答）

その他

提案・意見

いせトピア多目的ホールの利用について

いせトピア多目的ホール利用について・・・今年度からチラシ・プログラムへの企業広告が載せられなくなりました。このため、団員である子どもたちの金額負担が増えてしまいました。よりよく公演を行っていききたいので、協力していただいた団体・企業の名前掲載を再び有効にさせていただきたいです。もっともっとホールを活用したいです。

いせトピア空調工事について・・・閉館の間、二見公民館を利用（減免で）できると教えていただきましたが、ピアノがない、音出しは不可とのことで、他の練習会場を探すのに苦労しています。やむなくシティプラザのホールを借りることもあります。手頃な場所の提供をしていただきたいと思います。

回答

日頃より、いせトピアをご利用いただき、ありがとうございます。

ご意見をいただきましたことにつきまして、下記のとおりご回答いたします。

○いせトピア多目的ホールの利用について

既にご承知のとおり、いせトピアは、市民の生涯学習を推進するための場として広く市民の皆様にご利用いただいている施設で、営利目的につながる利用はご遠慮いただいております。

このたびの、チラシ・プログラム等への企業名掲載につきまして、間接的な宣伝行為（営利目的）とみなし、掲載をお断りしておりました。しかし、市民文化の充実・振興という施設の目的を鑑み、市としても利用者の皆様がより活動しやすい環境となるよう、柔軟に対応していきたいと考えております。今後、指定管理者と協議のうえ、協賛企業名等の掲載について見直す予定ですので、ご理解とご協力をお願いいたします。

○いせトピアの空調工事について

このたびの空調工事では、ご不便をお掛けしております。工事期間中のピアノが使える代替施設につきましては、あいにく、音漏れによる近隣への配慮などから、ご案内できる施設が限られているのが現状です。引き続き、ご案内できる施設がありましたらお知らせさせていただきたいと思っておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

担当課

社会教育課（2016年11月回答）

その他

提案・意見

嘱託職員

女性の産前、産後は出産予定日の何日前から何日後までなんですか??

短いとは聞いているのですが詳しいことは分からなくて……嘱託職員で働くか違う所に行くか迷ってまして……

産前、産後期間中はお金も貰えないんですよね??

嘱託職員も育休1年とかにならないのですか??

回答

嘱託職員の産前休暇については、出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合は14週間）前から、産後休暇については出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間それぞれ有給で取得できる休暇となっています。

また、育児休暇等の休暇制度につきましては、社会情勢や他市の状況等も勘案して総合的に判断していきたいと考えております。

担当課

職員課（2016年11月回答）

その他

提案・意見

産後

産後休暇のあと、どれくらい育児休暇があるのですか??

回答

嘱託職員の育児休暇については、出産により子を養育する必要がある場合、90日（土、日、祝を含む）を超えない範囲で必要と認める期間について無給で取得できる休暇となっております。

担当課

職員課（2016年11月回答）

その他

提案・意見

国保の職員について

（国保の職員）雑談中に皆チラッと来客を見るくせに誰も出て来ない!!毎回そうです!!夕方も同じ!!職員同士で笑ってる方が大切なのか?考えたらわかる事。市役所の窓口って、これでよいのか?そう思っているのか?

回答

市職員の対応で不愉快な思いをさせてしまい、申し訳ございませんでした。

これまで、「市民サービスの向上」を第一に、市民の方々が気持ちよく市役所をご利用いただけるよう、接遇指導等に努めてまいりましたが、今回のご指摘を踏まえ、不十分な点を反省いたしますとともに、一層の指導強化をしてまいります。

引き続き、皆様のご意見を伺いながら、よりよい市役所を目指してまいりますのでご理解賜りますようお願いいたします。

担当課

医療保険課（2016年11月回答）

その他

提案・意見

収税課の職員について

(収税課) 支払いに来て誰も出てこない!! 役職のある人でも他の職員に取次ぐくらいの事をして下さい!! 特に奥の男性たちは、いつでも来客に気づいているのに放っておく。自分が気づいても出られなければ他の人に声かける位の配慮をしろ!! いつも何様なのか?と思う。たまたま、一緒に待つ事になった他人も同じ事を言っていたので多くの方は同じ事を思っているはず。自分が、逆の立場になった時の事も考えられない様では接客する資格がない。待ちぼうけの客がいると言う事を、一体どの職員が気づいているか? それは、ほぼ全員である。でも、誰か出てくるだろう。と人任せにしている。時々、こっちをニヤニヤしながら見てくる職員が多いが、私たちは腹が立って仕方ない。

回答

このたびは、職員の対応で不愉快な思いをさせてしまい、お詫びを申し上げます。

平素より窓口での対応には親切丁寧を心がけるよう所属職員に対し徹底を図っているところですが、今回ご指摘をいただきましたように、まだまだ不十分な点がございます。

今後は、市民の皆様にご満足いただけるような窓口対応をめざし、さらなる研鑽に努めてまいります。

なお、納期限までに納税された方との公平を保つため、税金を滞納された方に対しては、厳正な態度で臨んでおりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

担当課

収納推進課 (2016年11月回答)

その他

提案・意見

開庁延長

津市、松阪市では、戸籍関係窓口を夕方開庁延長している。伊勢市役所でもできませんか。

回答

現在、開庁日の毎週月曜日に、本庁戸籍住民課において、午後7時まで窓口延長を行っております。ぜひ、ご活用ください。

なお、総合支所、支所に関しましては延長対応をしておりませんので、ご了承ください。

担当課

戸籍住民課（2016年11月回答）

その他

提案・意見

職員の対応

医療保険科で先日までに社会保険から国保、国保から社会保険にかわる手続きをしました。退職し、また就職した為です。その期間中に三人の職員の方に対応して頂きましたが、説明して頂いた事がバラバラでした。社会保険ができたので今月中に手続きした方がいいか聞いたら、社会保険に入った期日が載っているのも翌月でも、大丈夫ですと言われました。後日、自分が抜けた国保の振り込み用紙が届かないので、電話で確認した所、違う職員の方に手続きが今月だった為、金額が変わるのは来月からです。と言われました、前の職員の方に言われた通りに手続きして、しかも10月11月と社会保険に入っているのに国保も払わなければいけないらしいです！ どうなってるのでしょうか？

市民税の納税推進係りですが、今年、失業した事で今期分の市民税が遅れてしまい、分割で支払いをさせて頂こうと連絡しました、すると納付期限が20日すぎている為、基本分割は認めない。認めたとしても、差し押さえと平行して進行しますとの事でした。確かに納付を遅れた自分も悪いのですが。しかし、対応の仕方が公務員とは思えないような対応でした。以前、この係りの方に書類を送るように頼み、一月ほど待っても、届かないので連絡した所、別の方が、本人が送るの忘れていたみたいですよと言われ、その方に送って頂きましたが。何か、この係りの方は取り立てだけできたら、他はいつでもいいのでしょうか？ 大きな声や、威圧的な電話での対応といい、こちらが頼んだことを忘れて平気な顔でいられる方。何かテレビで観る違う職業の方に似ている気がします。

回答

〔国民健康保険料について〕

今回ご意見いただきましたことにつきまして、お問い合わせ及び来庁いただいた際に手続き及び制度についての説明が不十分であったことを深くお詫び申し上げます。

国民健康保険料につきましては、国民健康保険資格喪失のお手続きの日に関わらず、社会保険加入期間を除いて保険料を計算いたします。

社会保険料は、被保険者の方が標準月額報酬に基づき決められた1か月分の保険料（月額）を納付いただきますが、国民健康保険料は、毎年4月から翌年3月までを1年度として、ご世帯単位でその年度の保険料額（年額）を計算した上で、決められた回数で納付いただくことになっております。伊勢市の場合は、毎年6月に世帯主様に対してその年度の保険料額を通知した上で、12か月相当額を10回（6月から翌年3月の計10か月）に分割して納付していただきますので、月々に納付いただく保険料はその月の1か月相当分ではないということが、社会保険料の仕組みと大きく異なっているところでございます。

また、その年度の保険料額を通知した後に年度途中で加入や資格喪失があった場合には、該当する方の加入期間を月割りで計算して保険料（変更）通知書を送付いたします。年度途中で資格喪失があったことによる保険料の減額につきましては、原則としてお届出のあった翌月に変更通知書をお送りしておりますが、保険料は、お届出の日ではなく社会保険に加入された日に基づいて月割り計算して決定いたしますので、変更通知書をお送りした月を含む残りの納付月数で月割り減額分を調整させていただくことにより保険料年額自体はお届け日に影響されません。ただ、月々の納付額は、通知が早ければ残りの納付回数が増えることから、年間保険料額は同額ですが、減額分をできるだけ多くの納付回数に反映したいとお考えの場合には、お届け月が早い方が変更通知も早くなり、より多くの回数に均等に減額分を反映した納付書をお渡しすることもできました。

今回ご意見いただきました職員の対応につきましては、それぞれの回答申し上げた内容に誤りはないものの、お客様の立場に立って丁寧にお話を聞かせていただいていた十分に説明させていただくことで、制度の違いによって生じる疑問やご心配の解消ができたのではないかと考えております。

結果、このようにお客様に大変ご不快な思いとご心配をおかけしたことから、より一層お客様の立場に立った対応を心がけてまいりたいと存じますので、今後とも国民健康保険事業に変わらぬご理解とご協力をお願い申し上げます。

（医療保険課）

〔納税推進係について〕

このたびは、職員の対応で不愉快な思いをさせてしまい、お詫びを申し上げます。

接遇につきましては、日ごろより職員に注意喚起を行っているところでございですが、今後も市民の方からの問い合わせには、親切、丁寧に対応するように努めてまいります。

また、以前に書類の送付忘れがあったとのお話も承りました。ご不快の念に関しましては、重ねてお詫び申し上げます。

さて、市税の納付につきましては、納期限が過ぎた場合、一括納付が原則になります。地方税法では、市税は各納期限までに納付することとされ、納期限までに完納しない場合には、納期限後20日以内に督促状を発することとされています。また、督促状を発した日から10日を経過した日までに完納しないときは、財産を差し押さえなければならないとされています。

税金を滞納された方には、督促状等を送付するなどし、それでも納税していただけない場合には、財産調査を行い、納付資力が有るか無い方かを見極め、財産の差押、取立を行うこととなります。

しかし、やむを得ないご事情により、納期限までに納付いただけない旨のご相談をいただいた場合には、収入や支出などの生活状況や資産の状況などを詳しくお伺いし、収入や支出等に見合った適切な納付計画を皆様にお願ひしております。状況によっては、法律の規定や期限内に納付した納税者様との公平性確保の観点から、相談者様のご要望をすべてくみ取ることができない場合もございます。

今回のお電話での説明では、市民負担の公平性や市税収入の確保の観点から、地方税法に規定されている滞納処分の原則的な考え方をお伝えさせていただいたものと思われます。

今後につきましては、納税者の納税資力を財産調査や納税相談を通じてしっかりと見極めたうえで、状況に応じたご案内を適切に行ってまいりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

(収納推進課)

担当課

医療保険課、収納推進課（2016年11月回答）